〇新規訓練認定校とは

→ 義務船舶局等の無線設備を操作するためには無線従事者免許のほかに船舶局無線従事者証明が必要です(電波法第39条第1項)。 船舶局無線従事者証明を取得するためには、一定の無線従事者資格と総務大臣が行う義務船舶局等の無線設備に関する訓練(新規訓練) 又はこれと同等の訓練を終了することが必要です(電波法第48条の2第2項)。

以下の新規訓練認定校における訓練は、総務大臣が行う新規訓練と同等であることについて、総務大臣(総合通信局長)の認定を受けています(無線従事者規則第63条)。

担当地方局名	新規訓練認定校の名称等(学校名、部科名)	修業年限
東北総合通信局	福島県立いわき海星高等学校(情報通信科)	3 年間
東北総合通信局	福島県立いわき海星高等学校(専攻科無線通信科)	2 年間
東北総合通信局	宮城県気仙沼向洋高等学校(情報海洋科 情報電子類型)	3 年間